

資料4

## 宿泊税の使途(案)

---

# 宿泊税の使途(案)

## ●使途の基本的な考え方

- ふらのビジョン2030の基本目標である「**オールシーズン滞在型の国際観光地**」に向けた戦略や取り組みに使用。
- 富良野市全体の魅力を高めるために必要な取り組みに使用
- 基本的には、継続的な取り組みが必要な事業、新規事業、緊急性の高い事業などに使用
- 入湯税、ふるさと納税など既存の税の使途と差別化・調整して使用

## 持続可能な観光地づくり

- (①循環型(リピーターでも何度も来たくなる、市内を回遊しやすい仕組み、観光が地場産業をつなぐ、富良野の景観を次世代につなぐ)、  
②富良野型ライフスタイルの提案(住民が地域を楽しめる) ③オフシーズン対策→雇用安定化→観光産業活性化)

### ●富良野市の魅力づくり(オフシーズン対策)

#### <オフシーズンを中心とした滞在の魅力づくり>

- ・宿泊施設の質の向上支援
- ・まちなか、駅周辺、北の峰エリア空間の魅力づくり
- ・一次産業との連携による食の魅力づくり
- ・早朝・夜間、悪天時、季節ごと(特にオフシーズン)のコンテンツ開発
- ・景観保全/景観を楽しむ空間の整備

※オフシーズン対策は先行事例などを元に研究

### ●国際観光地としての受入環境整備

#### <顧客管理>

- ・地域観光マーケティングの推進(加えてロイヤリティプログラムなどリピートにつながる事業の実施)

#### <環境整備>

- ・二次交通対策(北の峰～市街地、空港～富良野市街地)
- ・Wi-Fi整備、トイレ、多言語化、キャッシュレス化の推進  
※国際観光旅客税等による国の補助事業も活用
- ・オーバーツーリズム対策(ごみ問題、住民への対応)
- ・アウトドア/体験コンシェルジュの設置

#### <効果的な情報発信>

- ・効果的な情報発信・プロモーション
- ・体験プログラムなどの地域情報のポータル化

## 国際観光地づくりを進めるための組織・基盤づくり

### ●観光推進組織・人材の強化

- ・観光産業全般の雇用対策
- ・観光組織(DMO)の機能強化
- ・富良野観光を担う専門人材確保と育成

### ●的確な現状分析と計画

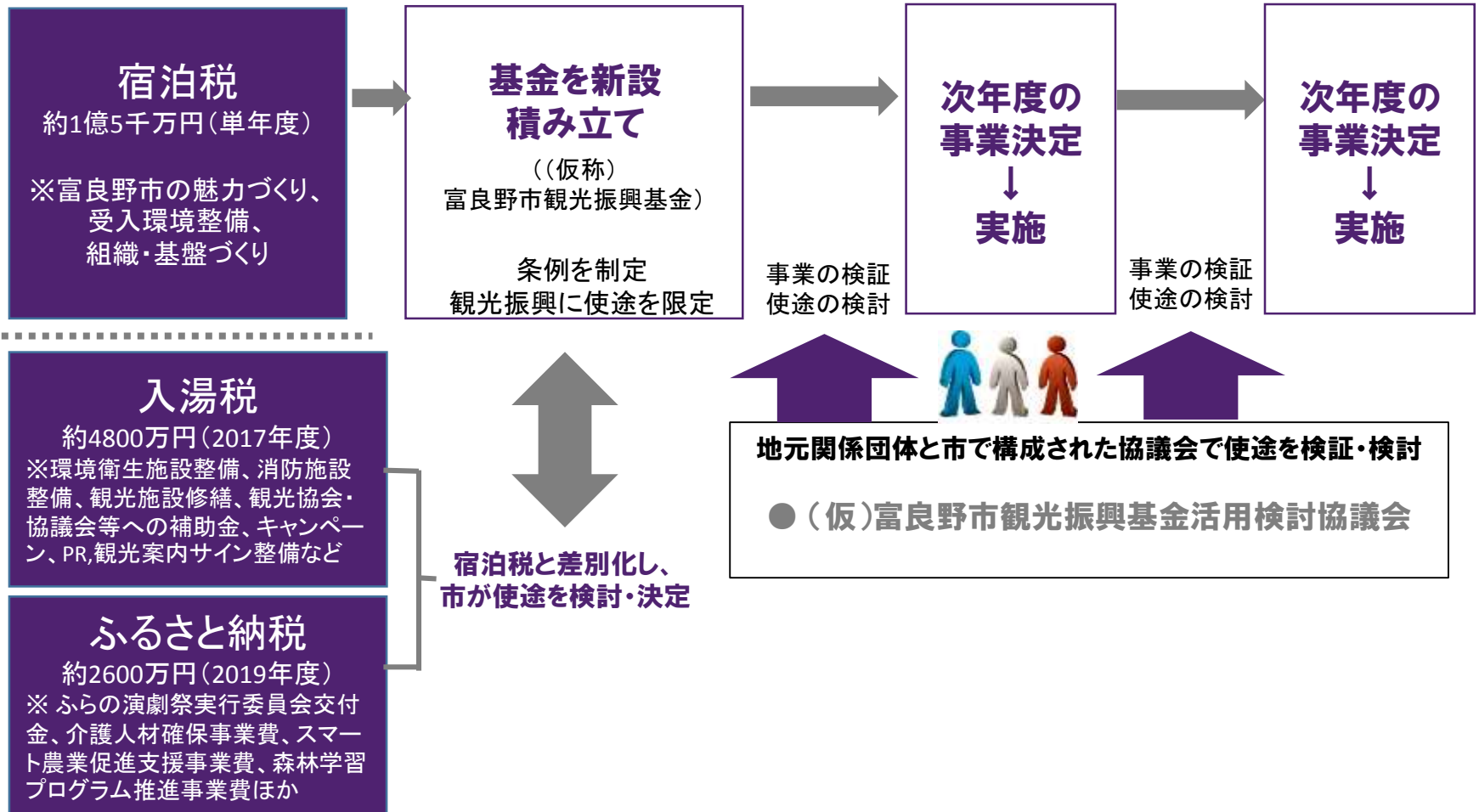
- ・必要な統計データの取得と活用
- ・負担の少ないデータ取得システムの構築
- ・計画的な事業推進に向けた戦略づくり

### ●その他

- ・宿泊税徴収システム構築費
- ・その他、緊急性の高い事業

# 宿泊税導入後の使途の検証・検討プロセス(案)

- 税収見込としては、約1億5千万円(単年度)
- 基金化し、年度ごとに必要な施策を検討し、取り崩して使用
- 市と地元関係団体で構成する協議会(新規もしくは既存)において、実施した事業の検証と翌年度の使途について検討。



# 再掲：宿泊税導入にあたっての検討ポイント

- ✓ 宿泊税導入の目的・意義についての議論と共有(疑問点の解消、用途の考え方の共有、既存の税との差別化)
  - ↓
  - ✓ 宿泊税の大枠の議論
  - ✓ 北海道の宿泊税導入議論との調整  
(宿泊施設を多く抱える富良野市は、道税として徴収されても、地域の観光振興として活用できる財源としてすべて地域に還るわけではない)
  - ✓ 具体的な個別ケースを想定した議論

## ●富良野市の宿泊税の概要骨子イメージ(検討プロジェクトチーム素案)

	検討プロジェクトチーム素案
課税客体	富良野市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ※宿泊施設としてどこまでを対象とするか？
課税標準	上記施設における宿泊料金
納税義務者	上記施設への宿泊者
税率	1人1泊または、1部屋1泊の宿泊料金の2% ※定額にするか定率にするか/北海道や隣接市町村との調整
免税点	※一定金額以下は免税とするか否か
課税免税	※免税対象を設定するか(例：修学旅行、インターンシップ、合宿など)
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能
用途	

## ●参考：富良野市の宿泊施設(タイプ別件数) (R1.7月末現在)

種類	件数
旅館・ホテル	56
簡易宿所	61
届出民泊	14
合計	131

※旅館業法許可施設の営業事業体は88(R1.7月末)  
出典：富良野保健所旅館業法リスト

# 再掲：定率制と定額制の比較

- ✓ 宿泊税の徴収方法として、一般的に定率制と定額制がある。(特徴を把握した上で富良野市に適した方式を採用する必要性)
- ✓ 定額制では観光客数、定率制では宿泊客数×消費単価に応じて税金が変化。
- ✓ 定率制では単価の向上も税金に影響するため、質を向上(単価向上)させることにより税金の増加が見込める。

	定率方式	定額方式
税金額	○ ・宿泊客数と単価が向上すれば税金も増える	△ ・単価の向上はあまり税金に影響しない
観光客の負担	○ ・観光客の単価に対応した税額 ・質(単価、季節性)に応じた支払額	△ ・安価な宿泊費に対しては負担が大きい ・質(単価、季節性)が変わっても支払額は同じ
事業者の負担 ー徴収のタイミング	△ ・決済時のみ徴収	△ ・決済時でもチェックアウト時でも徴収可能
ー算出	△税額が一律ではないため算出が必要 (食事代が含まれている場合の宿泊費の算出)	○徴収額が一律でわかりやすい
ーオフ期の負担軽減	○価格調整による需給バランスの確立を阻害しない	△価格調整による需給バランスの確立を阻害する
先行事例との 親和性	△ ・国内事例は少ないが海外は一般的 (インバウンドに説明しやすい)	○ ・国内事例は多い
社会・経済状況への 対応	○ 経済状況に適応	△ インフレやデフレなどに対応できない
拡張性・柔軟性	○	○ ・定額制の場合、事実上、五十円単位でしか変更ができない。

※免税点や課税免税の議論などにより解決できることもある。

※北海道の採用制度との整合性は別途検討が必要